

宿泊税導入に伴う システム改修費を 補助します。



最大200万円の
補助が出ます。
申請に必要なこと
お伝えしますね。

宿泊施設事業者の
皆さま、
宿泊税への対応は
検討されていますか？

申請に関する Q&A



Q4 令和9年1月31日までに導入と代金支払が終わらない場合、補助金の交付対象となるか？

A 令和9年1月31日までにシステム改修完了、支払及び実績報告の提出を終える必要があります。

Q1 本社が県外なのですが、施設所在地が県内にあれば補助の対象になりますか？

A 本社が県外であっても、県内において営業している施設は対象となります。

Q5 他の補助金等との併給は可能か？

A 国や市等の他の補助金等の交付を受けているものは対象となりません。本補助金の交付後に国や市等他の補助金等の交付を受けている事実が判明した場合は本補助金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

Q2 想定している改修等の内容が補助対象となるかわからない。

A 事務局までお問合せください。

Q6 補助金の対象となるシステム改修等の開始時期はいつからになるか？

A 交付決定通知日となります。なお、交付決定前に行ったシステム改修等は補助の対象となりませんのでご注意ください。ただし、交付決定前からシステム改修等を行う必要がありましたら、一度事務局にご相談ください。

Q3 交付申請前に特別徴収義務者としての登録申請を済ませておかなければなりませんか？

A 特別徴収義務者としての登録を知事に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となりますので、実績報告を行う日までに登録を完了いただければ、問題ございません。

Q7 リースは対象となるか？

A リースは対象となりません。

※ Q&A については随時サイトで更新いたします。

申請期間／令和8年3月～6月末日まで

お問合せ 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事務局
(日本旅行沖縄内) TEL.0120-153-048 平日10:00～17:00(土・日・祝日除く)
※事業に関する詳細、電子申請フォーム申請書の様式は、[沖縄県宿泊税システム改修補助金](#)で検索



事業専用サイト

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課



宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減
及び、宿泊税の円滑な導入を図るため

**既存システム改修等に係る費用を支援する
ことを目的としています。**

事業者のための
補助金なんだ



**補助金
の内容**

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業
宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助します！

対象者

沖縄県内に所在する宿泊施設事業者の皆さま

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修等を行う、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請している宿泊事業者。

※県税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者を除く。

**補助対象
の経費**

◎宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存システムの改修等
に係る費用を支援し、宿泊税の計算、集計、領収書印字
等に必要経費の補助を実施します。

◎既存のシステムの改修、新たなシステムの構築、ハード
ウェアやソフトウェアの購入が補助対象です。

※宿泊税導入に伴い発生する経費分のみが対象

◎補助率は100%です。

◎標準補助上限額は1施設200万円。

**補助対象
の事例**

- ①宿泊税額を算定する機能の追加
- ②毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加
- ③領収書に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

申請期間

令和8年3月～令和8年6月末日まで

※事業に関する詳細、電子申請フォーム申請書の様式は、

[沖縄県宿泊税システム改修補助金](#) で検索



事業専用サイト

申請から補助金交付までの流れ

申請者(宿泊事業者)

申請者は①～④の流れで補助金を受け取ることができます。

①補助金の交付申請

事前に交付要綱をご確認ください。事業サイトより電子申請
となります。電子申請が困難な場合は、郵送申請も受付して
おります。

■申請期間

令和8年3月～令和8年6月末日まで

■提出書類

- ・補助金交付申請書(様式1号)
- ・補助対象経費が分かる見積書やカタログの写し
- ・宿泊税特別徴収義務者証票の写し
- ・県税に未納がないことが分かる書類「沖縄県税の滞納がないこと」の証明
- ・口座登録
- ・宣誓・同意書

など

補助率は
100%ですよ



事務局で審査します

「交付決定通知書」送付

審査・交付決定

交付申請書類受領後、交付の決定
を行い、事務局から「補助金交付
決定通知書」を送付します。

※交付決定した内容から事業内容
に変更が生じる場合は、事務局へ
お問合せください。軽微な変更を
除き、補助事業等変更・中止・廃
止承認申請書の提出が必要です。
提出なく事業を実施した場合、補
助金を交付できない場合があります。

②システム改修等実施

③実績報告

■報告期間

令和8年7月1日～令和9年1月31日まで

■提出書類

- ・補助金実績報告書(様式8号)
- ・振込明細書の他補助対象経費の支払いがわかるもの
(実施結果が確認できる書類、支出が確認できる書類)

など

事務局で審査します

「交付額の確定通知書」送付

審査・交付額確定

実績報告書類受領後、交付額の確
定を行い、事務局から「補助金交
付額確定通知書」を送付します。

④補助金の請求

■請求期間

交付確定通知の受領後、概ね1週間程度

■提出書類

- ・請求書(様式第10号)

オンラインでの
説明も実施中。
説明も動画もWEBで
ご視聴いただけます。



補助金の交付